

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』へ(24時間対応)

控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。右の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元コード

(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html>)

宛先不明の場合の返送先

〒

2402 1034 002

ご本人様控 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
基礎年金番号
令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 （②見込額がある場合に表示）	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は令和5年中に納付した月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、
ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和6年1月1日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和6年1月1日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和6年1月1日
令和5年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- **証明日は、令和6年1月1日です。**
 - ・令和6年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。
- **国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。**
- **ご家族の保険料も控除の対象です。**
 - ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- **申告の際は納付を証明する書類が必要です。**
 - ・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
 - ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。
- **再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ**
 - ・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
 - ・マイナポータルからねんきんネットをご利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることができます。
 - ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



- **お問い合わせ**
 - (1) 『**控除証明書相談チャット**』(24時間対応)
 - ・表面の二次元コードよりご利用ください。
 - (2) **ねんきん加入者ダイヤル**
TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル)
050から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6630-2525
<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。
- **電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告**
 - (1) **既にマイナポータルからねんきんネットを利用している方**
 - ・令和5年分は、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。
 - (2) **マイナポータルからねんきんネットを利用していない方**
 - ・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。
 - ※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナポータルからメールが届きます。）
 - ※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)



● **前納した国民年金保険料の社会保険料控除**

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択してください。

(1) **全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）**

本証明書の「令和5年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

(2) **各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）**

各年に分けて申告する場合、各年の控除額は下表の例のように算出されます。**申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。**
(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。また、令和6年に令和6年分と令和7年分をまとめて控除することもできません。
本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和5年4月分から令和7年3月分）385,900円を前納した場合	例2 納付書で17か月分（令和5年11月分から令和7年3月分）278,960円を前納した場合
㉐令和5年	(令和5年4月から令和5年12月までの9か月分) 385,900円×9か月／24か月＝144,713円	(令和5年11月から令和5年12月までの2か月分) 278,960円×2か月／17か月＝32,819円
㉑令和6年	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 385,900円×12か月／24か月＝192,950円	(令和6年1月から令和6年12月までの12か月分) 278,960円×12か月／17か月＝196,913円
㉒令和7年	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 385,900円－㉐－㉑＝48,237円	(令和7年1月から令和7年3月までの3か月分) 278,960円－㉐－㉑＝49,228円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

【注意事項】	【注意事項】	【注意事項】
● 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。 ● 「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ● 「③合計額」は、「*****」と表示されます。	● 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。 ● 「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ● 「③合計額」は、「*****」と表示されます。	● 「①納付済額」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに納付した保険料額です。 ● 「②見込額」は、「*****」と表示されます。 ● 「③合計額」は、「*****」と表示されます。